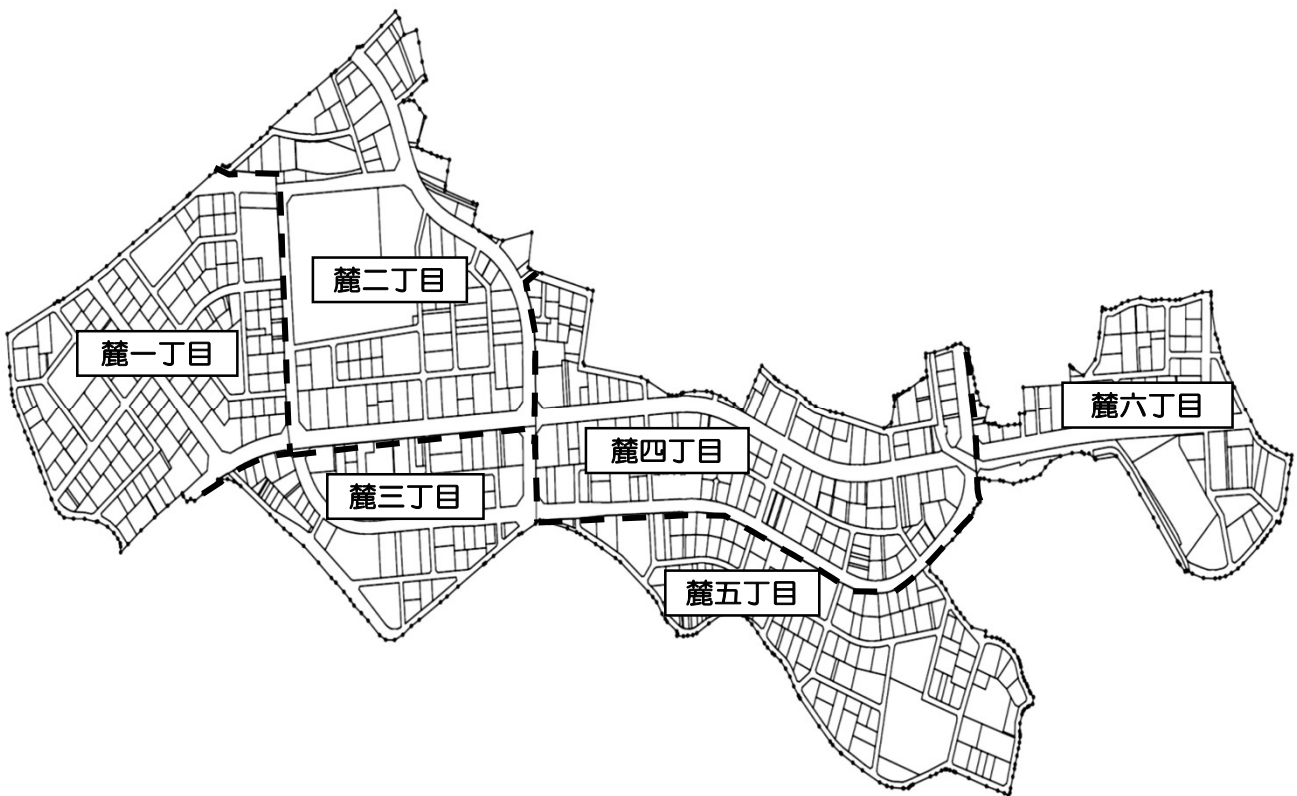


住所変更手続きのしおり

このしおりは大切に保管し、必要に応じて確認してください。

麓第一土地区画整理事業の換地処分に伴い、
換地処分の公告の翌日から皆さまの住所が変わります。

住所変更予定日：令和4年2月19日（土）

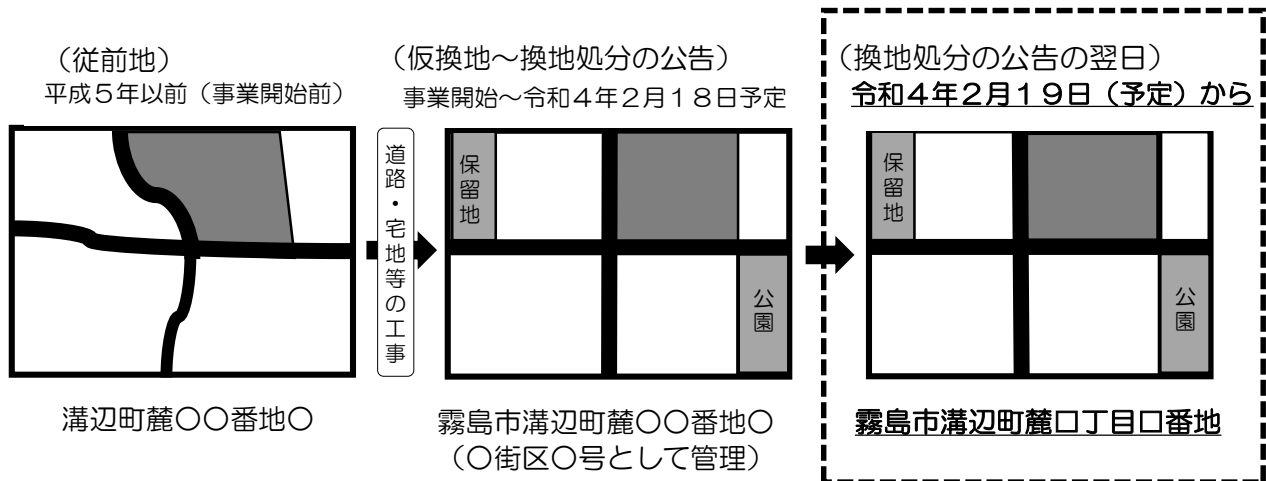


霧島市

1. はじめに

溝辺町大字麓の一部地区は、麓第一土地区画整理事業地区になっています。

平成5年から進めてきた土地区画整理事業の完了に伴い、**令和4年2月19日（予定）**から新しい町名地番に変更され、皆様の住所等の表し方も変わります。



2. 土地区画整理事業とは

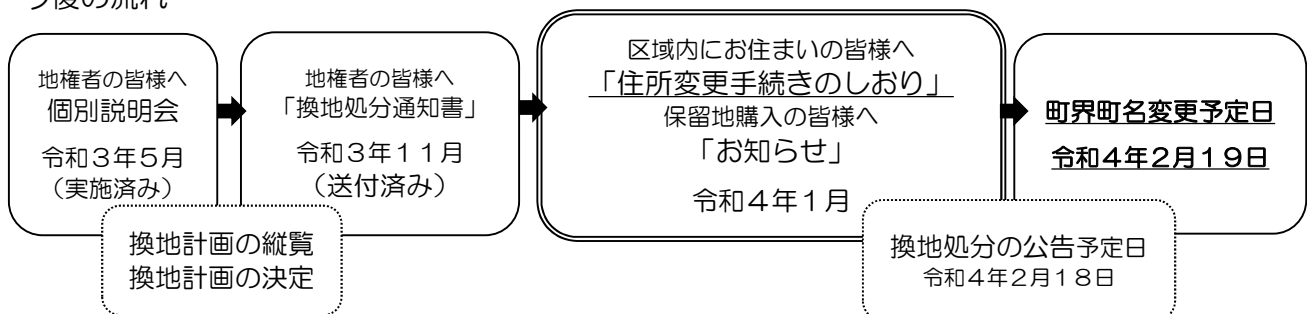
道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図る事業です。

- 地権者の皆様からその権利に応じて少しずつ土地を提供（減歩）していただき、道路や公園等の公共用地、保留地（分譲地）に充てます。
- 不整形な土地の形状を整え、土地の再配置（換地）を行います。

換地処分の公告の翌日から変わること

- ①町界町名が変更になり、住所変更に係る諸手続きが必要になります。
- ②地権者の皆様については、従前の土地の権利が換地に移り、清算金の内容が確定します。

今後の流れ



3. 住所変更について（区域内にお住まいの方へ）

変更前

霧島市溝辺町麓〇〇番地〇

変更後

霧島市溝辺町麓

一丁目～六丁目
新町名

〇〇番地
新地番

◎ 住民基本台帳の住所（区域内にお住まいの方）

住所変更手続きは市役所が自動で行うため、窓口での手続きは不要です。

◎ 皆様に住所変更を行っていただく手続き

マイナンバーカード・運転免許証などは、ご自身で住所変更を行っていただく必要があります。詳しくは別紙「換地処分に伴う住所等の変更手続きについて」をご参照ください。

◇ 各種住所変更の手続きにお使いいただける証明書について

住所変更日以降、世帯主の方へ「住所変更証明書」を市民課からお送りします。「住所変更証明書」は、一部の住所変更手続きについて使用することができます。

※ 不足する場合は、個人については市民課、法人については区画整理課において再発行します。

お問い合わせ先：霧島市役所 市民環境部 市民課 窓口グループ

電話番号 0995-45-5111 （内線1721）

4. 本籍変更について（対象区域に本籍の地番が該当する方へ）

◇ 本籍の表示は土地登記簿の表示にあわせて町名地番が変更されます。

公簿名	変更欄	説明
戸籍簿	本籍欄	市役所が、新しい本籍に書き替えますので、お手続きは不要です。 対象戸籍の代表者（筆頭者等）には、換地処分後（令和4年2月19日以降）、「旧本籍」及び「新本籍」が記載された「本籍の変更について（お知らせ）」を、市民課から郵送します。

お問い合わせ先：霧島市役所 市民環境部 市民課 戸籍グループ

電話番号 0995-45-5111 （内線1711、1712）

5. 不動産登記簿の変更について（区域内に土地を所有されている方へ）

◎ 不動産登記簿の書き換え（換地の所有者になる方）

不動産登記簿の表題部に記載されている、土地・建物の所在・地番・地目・地積については、市役所が書き替えを行います。

※権利部（所有権に関する事項）に記載されている項目や、法人登記等は変更されません。
詳しくは、説明会時に配布の「麓第一土地区画整理事業の完了に向けて」をご参照ください。

◎ 保留地の保存登記（市から保留地を購入された方）

保留地については、まず市役所が「霧島市」として保存登記を行い、その後購入された方へ所有権移転登記を行います。

※所有権移転登記時に登録免許税等が必要になります。対象になる方へ別途通知を行います。
詳しくは、1月発送予定の「保留地を購入された方へのお知らせ」をご参照ください。

※換地処分の公告後、順次登記の書き替え作業を行います
登記が完了するまでは一般の登記手続き等が行えませんのでご了承ください。

お問い合わせ先：霧島市役所 建設部 区画整理課 業務第1グループ

電話番号 0995-45-5111 （内線2911～2913）

6. その他

（1）自治会の区域について

自治会は、皆様が自主的に組織、運営しているものです。
今回の変更によって、自治会組織を変更する必要はありません。

（2）通学区域について

今回の変更によって、通学区域が変わることはありません。

（3）ごみの収集について

今回の変更によって、ゴミの収集日、集積所が変わることはありません。

（4）自動交付機の利用について

本庁に設置している自動交付機では、2月21日（月）から新しい住所での住民票が取得できる予定です。

20日（日）までは変更前住所で発行される恐れがありますのでご注意ください。
また、市民サービスセンターでは2月20日（日）より取得できる予定です。

個人番号（マイナンバー）カードの更新について

個人番号カード



変更内容について、カード表面への記載とカードの内容を書き替える手続きが必要です。

市民課又は各総合支所市民生活課窓口にてカードを持参し、お早めにお手続きを済まされてください。

お手続きをされないと、カードが
利用できなくなってしまいます。
必ず窓口にお越しください。



ご本人がお手続きできない場合は、代理の方がカードと一緒に次のものをお持ちください。

○利用者用電子証明書（※数字4ケタの暗証番号が必要になります）

同世帯の方が代理で手続きされる場合	同世帯でない方が代理で手続きされる場合	利用するもの
<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの暗証番号 代理の方の本人確認書類 (下記①から1点または②から2点) 	<ul style="list-style-type: none"> ご本人からの委任状 マイナンバーカードの暗証番号 代理の方の本人確認書類 (下記①から1点または②から2点) 	コンビニ交付 健康保険証

○署名者用電子証明書（※数字+英字を組み合わせた暗証番号が必要になります）

同世帯の方が代理で手続きされる場合	同世帯でない方が代理で手続きされる場合	利用するもの
<ul style="list-style-type: none"> 代理人申請書（窓口） (照会書送付⇒送付後の回答書) マイナンバーカードの暗証番号 代理の方の本人確認書類 (下記①から1点または②から2点) 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人申請書（窓口） (照会書送付⇒送付後の回答書) マイナンバーカードの暗証番号 代理の方の本人確認書類 (下記①から1点または②から2点) 	電子申告 (e-Tax)

～本人確認書類（例）～

①写真証明があるもの1点	②写真がないもの2点
個人番号カード、運転免許証、障害者手帳 パスポート等	健康保険証、介護保険証、預金通帳 生活保護受給者証、学生証等

※住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者カードも更新が必要です。

住所変更に伴い、券面更新がされるまで下記の機能がお使いできません。

- (1) コンビニでの住民票等の発行
- (2) 健康保険証
- (3) 電子申告（e-Tax）